

安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター 迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を



相談急増！ 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」!?

★相談事例1
動画投稿サイトで「ダイエツト効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。初回の商品が届いた後に、また、同じ商品が送られ、商品代金約6500円の請求書も同梱されていた。驚いて事業者に問い合わせしてみると、「5回分の商品購入が条件の契約だ」と言われた。500円のお試しのみの購入だと思い注文した。また、注文の最終確認画面に高額な金額や定期購入が条件とも記載されておらず、こんなに高額になるなら注文しなかつた。納得できない。

★相談事例2

動画投稿サイトの広告を見て、お試し300円のダイエットサプリメントを注文し、商品は届いた。後日、頼んだ覚えがないのに2回目の商品発送を知らせるメールが届いた。4カ月分20袋がまとめて送られ、商品代金は約4万円だった。お試しの商品を注文しただけで、定期購入が条件であることや支払うことになった総額を販売サイトで見た覚えはない。事業者に解約を申し出たが、「2回目まで購入しなければ解約はできない」と言われた。高校生の自分にはこのような高額な支払いはできない。どうすればよいか。

★相談事例3

芸能人が宣伝する筋肉増強サプリメントがSNS広告で紹介されていた。興味を持ち販売サイトにアクセスし詳細を確認した。通常価格約1万円が初回特典約500円、送料無料で試せるとあったので注文した。商品が届き、同梱されていた明細書を見ると、次回お届けの記載があり不審に思い、事業者にお問い合わせると、「4回分の商品購入が条件の定期購入だ。広告にも記載がある」と説明された。「そのような表示を見た覚えはない」と伝えると、「解約に応じるとしても、通常価格との差額を支払ってもらう」と言われた。通常価格での支払いに納得がいかない。

★相談事例4

インターネットで見つけた化粧クリームを注文した。初回は約2000円、2回目からは約4000円で、いつでも解約することができるのとのことだったが、初回の商品を使ってみたが、これ以上は必要

「解約・返品できる場合の条件」など解約条件をしっかり確認しましょう
インターネット通販をはじめとする通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品の特約に従うことになりません。（表示がない場合は、商品が届いてから8日間であれば、消費者の送料負担で返品が可能です）」
相談事例では、事業者がいつでも解約が可能としている場合でも「次回商品発送の日前までの申し出が必要」と「解約申請期間が限られているケース」などのように、解約にあたって条件が定められていることが多く、注意が必要です。
※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。
☎ 443・1405
工商観光課

「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など解約条件をしっかり確認しましょう
インターネット通販をはじめとする通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品の特約に従うことになりません。（表示がない場合は、商品が届いてから8日間であれば、消費者の送料負担で返品が可能です）」
相談事例では、事業者がいつでも解約が可能としている場合でも「次回商品発送の日前までの申し出が必要」と「解約申請期間が限られているケース」などのように、解約にあたって条件が定められていることが多く、注意が必要です。
※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。
☎ 443・1405
工商観光課



まちのわだい

千葉三菱コルト自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社と「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結

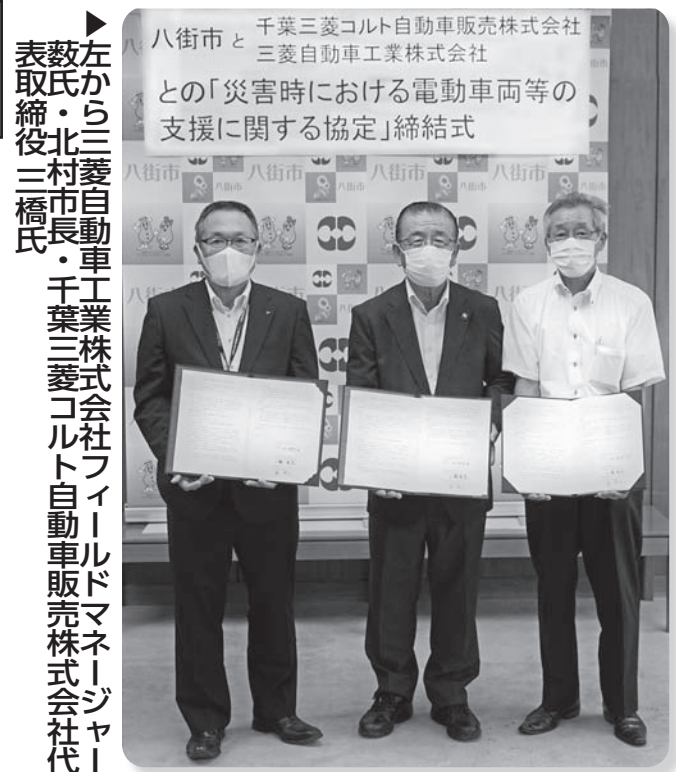
9月18日(金)、千葉三菱コルト自動車販売株式会社並びに三菱自動車工業株式会社と「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結しました。
この協定は、八街市内で災害が発生したとき、応急対策や被災者支援などを行ううえで電動車両などを必要とする場合に、優先的に貸与するものです。



災害支援車



災害支援車から電気を送っている様子



左から三菱自動車工業株式会社フィールドマネージャ、表取締役三橋氏、八街市長・千葉三菱コルト自動車販売株式会社代表取締役三橋氏